

事務連絡
令和4年1月7日

障害者支援施設 施設長 殿
障害福祉サービス事業所 管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課
(公印省略)

障害者支援施設等の入所者等及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種につきましては、各市町村において準備が進められており、障害者支援施設等の入所者等及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者については、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生時に限らず、初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できる範囲が示されたところです。

現在、県内の新規感染者が急増しており、障害福祉サービス事業所等においても入所施設や通所サービス等において介護職・看護職等の従事者や入所者、利用者での感染が広がる可能性が高まっております。

つきましては、障害福祉サービス事業所等におかれましては、市町村が進める追加接種の実施にあたり、従事者や利用者、入所者等が速やかに接種いただけるよう、勧奨していただくとともに、必要に応じ市町村所管課と相談いただき、関係者の速やかな接種について積極的にご検討いただきますようお願い申し上げます。

※対象サービス等については、別添の厚生労働省事務連絡に記載されています。

(別添)

障害者支援施設等の入所者等における初回接種完了から8ヶ月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（令和3年12月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）

沖縄県障害福祉課
事業指導支援班
電話：098-866-2190